

仕 様 書

1 業務名

厚別区役所等除排雪業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 対象施設の概要

(1) 対象施設

- ア 厚別区役所屋外駐車場（出入口部を含む）約 800 m²
札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2
- イ 厚別区役所及び厚別区民センター構内（出入口部及び通路動線）合計約 600 m²
札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2、14 他
- ウ 厚別区民センター駐車場（出入口部含む） 約 1,000 m²
札幌市厚別区厚別中央1条5丁目2
- エ 厚別南地区センター駐車場 約 1,000 m²
札幌市厚別区厚別南7丁目9-1 新札幌わかば小学校敷地内
- オ 厚別南地区センター専用駐車場 約 530 m²
札幌市厚別区厚別南7丁目6
- カ 上記のほか、当部所管施設の敷地内

※ 過去実績

- 厚別東まちづくりセンター駐車場（排雪のみ：年1～2回程度）
札幌市厚別区厚別東4条4丁目9-3

(2) 除排雪の範囲

別添図面のとおり

4 業務内容

(1) 除雪作業

上記3-(1)ア～オについては個別に指示した場合にのみ行う。

- ア 受託者が用意するタイヤショベル（1.4～2.0 m³）、小型ロータリー（7kw）及び作業員による人力にて行うこと。
- イ 降雪量が 10cm以上で除雪作業が必要なとき、または 10 cm未満の降雪量であっても朝方までに除雪が必要と予想されるときは作業を行うこと。
また、10 cm以上の降雪量や吹き溜まりが生じていなくても、委託者が必要と認めて指

示した場合は、同様に実施すること。

なお、上記3-(1)-イにおいては、車いす利用者でも通行しやすいように、積雪や凍結による段差や凹凸を残さずできる限り平らになるよう除雪を行うこと。

ウ 作業は原則として早朝に実施することとし、降雪量が多いなどにより作業を終了できない場合を除き、午前8時までに完了させること。ただし、上記3-(1)-エについては、小学校敷地内であることを加味し、午前7時までに完了させること。

エ 除雪した雪の集積は、委託者が指定した場所に行うこと。

(2) 排雪作業

上記3-(1)-ア～オについては個別に指示した場合にのみ行う。

ア 受託者が用意するタイヤショベル（1.4～2.0 m³）及びダンプトラック（4 t または 10 t）（以下「作業車両」という。）を基本として行うこと。

イ 本市指定の最寄の雪堆積場または受託者が管理する雪堆積場に運搬すること。

ウ 作業の実施日時については、委託者（との調整のうえで決定すること。

(3) （参考）過去実績及び作業予定時間数

作業種別	令和5年度	令和6年度	令和7年度	作業予定 時間数
タイヤショベル (1.4～2.0 m ³)	99:35	109:20	145:35	119
ダンプトラック (10 t)	0:00	0:00	0:00	1
ダンプトラック (4 t)	136:25	116:55	166:00	140
小型ロータリー (7 k w)	—	—	45:20	46
普通作業員	87:25	68:50	33:10	64

※ 作業予定時間数とは、直近3年間の平均時間数に、1時間単位で切り上げた時間数。令和5年度～令和7年度の作業時間数については、令和8年度の対象範囲に含まれていない面積相当分を差し引いた作業時間数としている。

※ 小型ロータリーは、令和7年度実績同値を計上している。

※ 実際の作業は降雪状況等に応じて行うものとし、上記作業予定時間数を保証するものではない。

5 入札方法

(1) 作業種別

「タイヤショベル（1.4～2.0 m³）」、「ダンプトラック（10 t）」、「ダンプトラック（4 t）」、「小型ロータリー（7 k w）」、「普通作業員」の5種類とする。

(2) 入札方法

作業種別ごと、1時間あたり単価（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）に上記作業予定時間数を乗じて得た額を合算した額を入札額とする。

なお、上記の作業予定は予定数量であり、その時間数の発注を保証するものではない。

6 事故防止等

作業の実施にあたっては、常に従業員及び市民の事故防止に十分注意するとともに、作業中に発生した事故については、受託者が一切の責任を負うこと。

また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

7 施設等の破損

建物・工作物、舗装面、境界杭及び車両等（以下「建物等」という。）を破損し、または破損を発見した場合は、速やかに委託者に報告したうえで、適切な措置を行うこと。

特に、上記3-(1)ウについては、駐車場内にブロックや歩行者用のインターロッキングが設置されているため、必要に応じて、スノーポールの設置等により、事前の破損対策を講じるほか、3-(1)エについて、堆雪場所に設置している雨水桝の形状が通常よりも隆起しているため、除排雪作業時に留意して作業を行うこと。

また、受託者の責めに帰すべき事由により建物等を破損した場合は、受託者が原状に復旧すること。

8 鍵の貸与

契約期間中、作業に必要な鍵を貸与するため、契約締結後速やかに、別添様式「借用書」を提出すること。

また、貸与中は鍵の紛失等に十分注意を払い責任をもって管理し、鍵の複製は行わないこと。

契約期間終了後は速やかに鍵を返却すること。

9 提出書類、検査

(1) 業務着手時提出書類

業務の実施にあたっては、作業開始前にあらかじめ、別添様式「着手届」、「現場代理

人及び主任技術者（監理技術者）等指定通知書」（現場代理人及び主任技術者と受託者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類の写しを添付のこと。）、「現場代理人経歴書」、「主任技術者経歴書」及び「工程表」を提出すること。

(2) 作業報告書類

受託者は、作業を行うごとに別添様式「除雪作業報告日報」を作成するほか、作業車両を使用した場合は当該車両の「除雪業務車両運転日報」（タコグラフチャートを添付すること）もあわせて作成し、当該作業終了日の翌開庁日までに委託者に提出すること。タコグラフチャート含め日報等の提出書類は、スキャン等データにて、見積用アドレスからメールで提出可能とする。ただし、委託者が原本の提出を求めた場合は、速やかに対応すること。

なお、日報の作成にあたっては、上記3-(1)-ア～カごと、作業時間及び作業種別を区別して作成すること。特に、普通作業員の作業時間のうち、区民センター代替駐車場内に設置されている可動柵の撤去及び再設置に要した時間については、個別に報告すること。

(3) 完了届及び業務内訳書

受託者は、契約締結日から令和8年12月までの期間及び令和9年の各月について、期ごとに別添様式「業務内訳書」に作業時間等を集計し、完了届（役務－第9号様式）とあわせて提出し、委託者の検査を受けること。

10 契約金額の支払

(1) 作業時間

作業種別ごと、契約締結日から令和8年12月末までの期間及び令和9年の各月の作業時間について、期ごとに作業時間を集計し、10分未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 単価

作業種別ごと、「1時間あたり単価」（1円単位とする。）及び1時間あたり単価に1/6を乗じて得た「10分あたり単価」（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に10%に相当する額を加算した金額（同上）とする。

(3) 支払額

上記(1)の作業時間に上記(2)の単価を乗じて得た金額の合算額とする。

11 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

12 その他

- (1) 本業務の履行においては、騒音、振動の発生に配慮すること。
特に、市営新さっぽろ団地内の作業については、近隣住民との騒音、振動等のトラブルを防止する観点から、作業時間について十分に配慮すること。
- (2) 本業務にかかる車両代、道具代、通信費、燃料費及び除雪場所までの作業車両の移動経費等については、委託料に含むものとする。
- (3) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者との連絡を密にするとともに、この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の双方で協議し、その処理を図るものとする。

13 発注担当

厚別区市民部総務企画課庶務係

札幌市厚別区厚別中央1条5丁目 厚別区役所2階

TEL 011-895-2419